

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月から 42 年 12 月まで
② 平成 7 年 4 月から 8 年 3 月まで

私の妻が、結婚を機にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市の国民年金被保険者収滞納一覧表によれば、昭和45年11月から申立期間②の直前に当たる平成7年3月までは、申立人とその妻の国民年金保険料の納付状況が一致しており、そのうち納付年月日が確認できる昭和53年4月から61年6月までは、申立人及びその妻の納付年月日が一致しているところ、申立期間②については、妻の国民年金保険料は納付済みとされており、申立人の保険料も妻と一緒に納付されたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、「妻が、結婚を機に国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年10月1日に職権適用により夫婦連番で払い出されており、申立人の妻も、申立期間①のうち20歳に到達した月以降の国民年金保険料については、未納とされている。

また、申立人は、「国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付には自分は関与しておらず、すべて妻に任せていた。」と述べているところ、申立人の妻は、「送付されてきた納付書で銀行か郵便局で納付しており、役

所で納付したことは無い。定期的に納付しており、前年度の保険料をさかのぼって納付することは無かったと思う。」と述べており、これは当時のA市の現年度保険料の納付方法（印紙検認方式）とは異なる上、申立期間①に係る保険料が過年度納付された状況もうかがえない。

さらに、申立人の妻が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時は、家族で会社を経営していたが、母親が、毎年、白色申告で社会保険料控除の申告をしていたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人及びその妻は、申立期間を除き国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い上、申立人の両親については、申立期間を含め、国民年金加入期間の国民年金保険料を完納していることから、申立人及びその妻並びに申立人の両親の納付意識の高さがうかがえる。

また、A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人の両親の申立期間に係る保険料は昭和 51 年 11 月に過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人及びその妻は、昭和 51 年 3 月に実家から転居しており、「転居後は自分で国民年金保険料を納付していた。」と述べているところ、転居後も申立人の両親との仕事は続けており、転居先は申立人の両親と同一市内である上、上記被保険者名簿によれば、申立人の同年 4 月以降の保険料はすべて現年度納付されていることから、申立人及び転居以前の申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親との間で国民年金保険料の納付に関するやり取りがあったと考えても不自然ではなく、申立期間について、申立人の両親が過年度納付していることを踏まえると、申立人についても、申立人の両親と同様に申立期間の保険料を過年度納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月から50年3月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで

国民年金保険料の納付に関してはよく覚えていないが、途中で国民年金の番号が訂正変更されたことがあり、市役所の職員に以前の分は大丈夫かと尋ねたところ、「はい。」とだけ言われたことを覚えている。

国民年金保険料は、郵送されてきた納付書によりA市役所や銀行で2か月分ぐらいつ納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は、12か月と比較的短期間であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に対する最初の国民年金手帳記号番号が昭和50年11月21日に払い出されており、同年4月以降は、当該期間を除き、国民年金加入期間において未納は無い上、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、当該期間の前後の期間の国民年金保険料が現年度納付されていることを踏まえると、当該期間の保険料のみが納付されていないのは不自然である。

一方、申立期間①については、昭和50年11月21日に国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人から聴取しても、申立人が申立期間①のうち納付が可能であった期間の国民年金保険料を過年度納付したことをうかがわせる説明は

得られず、昭和 50 年度の保険料が昭和 50 年 12 月に一括納付されていることから、申立人は、同年度分から保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月21日から同年4月1日まで

私は、昭和24年10月1日にA社C支店から同社D支店に異動し、28年4月1日に同社B支店へ異動するまで継続して勤務した。

しかし、厚生年金保険加入記録についての社会保険事務所（当時）の回答では、A社D支店で昭和28年3月21日に被保険者資格喪失、同社B支店で同年4月1日に同資格取得となっており、その間の加入記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚の証言及び事業主の回答から、申立人は、A社に継続して勤務し（A社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社D支店から同社B支店への異動日については、申立人は、昭和28年4月1日付け発令だったと主張しているが、同社D支店の健康保険労働者（厚生）年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時における被保険者の資格喪失日は、約7割の者が月の中途になっていることから、申立人の実際の異動日は同社D支店における資格喪失日の同年3月21日であったと考えられるため、同社B支店における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和28年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「給与から控除した従業員の保険料は一括納付していたはずで、申立人の分だけ外したとは思えない。」と主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成8年9月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から13年9月1日まで
ねんきん定期便によると、私がA社に勤務していた期間のうち、平成7年7月から13年8月までの標準報酬月額が実際の給与支給額より低い額となっているので、実際の給与支給額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成8年9月は24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成7年7月から8年4月までの期間、同年6月から同年8月までの期間及び同年11月から13年6月までの期間については、給与支給明細書上の報酬月額及び保険料控除額に基づくいずれか低い方の標準報酬月額が、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と一致又は低い額となっていることから、当該期間について、記録訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、平成8年5月、同年10月、13年7月及び同年8月については、申立人が当該月の保険料控除額を確認できる給与支給明細書を所持しておらず、A社においても保険料控除額を確認できる資料が無い上、オンライン記録とB厚生年金基金の加入員台帳の標準報酬月額が一致していることから、当該月について、記録訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）であったと認められることから、申立期間のうち、平成11年9月1日から13年10月1日までの期間の標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年9月1日から14年5月1日まで

私は、平成11年9月1日から14年5月1日までA社のB営業所担当役員として勤務したが、給与から標準報酬月額50万円に相当する厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所の記録では9万8,000円となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初申立人が主張する50万円と記録されていたところ、平成13年3月6日付けで、11年9月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所に勤務していた申立人を除く17名のうち6名については、オンライン記録によると、平成13年3月6日付けで、11年7月1日までが2名、同年12月1日までが1名、12年4月1日までが2名及び同年6月1日までが1名、それぞれさかのぼって標準報酬月額が引き下げられている上、当該事業所の親会社であるC社においても、勤務していた37名のうち28名の標準報酬月額が同日付けで引き下げられており、このうち、8名の役員（7名はA社の役員も兼務）については、申立人と同様に9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、平成11年9月13日から取締役任に、13年1月12日から同年4月30日までの期間については代表取締役任に就任していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「自分が全く知らないうちにA社の代表取締役とされていた。自分は同社B営業所の所長として管理業務のみを行っていた。会社の給与関係及び社会保険関係の事務手続はすべて親会社のC社で行っており、同社の取締役であり、平成12年4月1日から13年1月12日までの期間及び同年4月30日にA社の代表取締役となった者が同社の事業運営を行い、事実上の代表取締役であった。自分は、社会保険事務及び標準報酬月額^{そきゅう}の減額処理には全く関与していない。」と述べている。

また、同僚照会を行った21名のうち10名からの回答（本社勤務1名、B営業所勤務5名、D営業所勤務4名）によると、B営業所に勤務していた同僚5名全員が申立人について、「社長ではなく、B営業所の所長であった。」としており、本社所在地に勤務していた同僚は、「申立人は同社のB営業所長で、社員の給与及び社会保険関係事務については親会社のC社で行っていた。」と述べている。

さらに、当該事業所を管轄する社会保険事務所は、A社の滞納処分票及び不納欠損整理簿等の関連資料を保存していない上、同社の業務運営を行っていた親会社であるC社の取締役も行方不明となっていることから直接確認することができないものの、複数の同僚から当該事業所及び親会社であるC社において厚生年金保険料等の滞納があったとの証言が得られた。

以上のことから、申立人は、申立期間の一部について、A社の代表取締役であったが、実際の事業運営を行っていたのは、親会社であるC社の取締役であり、当該取締役が同社の業務執行に責任を負っていたと認められ、社会保険事務においても権限を有していたと考えるのが自然であり、申立人は、当該標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理について、決定し得る立場であった又は事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成13年3月6日付けで行われた遡及訂正処理^{そきゅう}は事実^{じじつ}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、申立人について11年9月1日にさかのぼって標準報酬月額^{そきゅう}の減額処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間のうち同年9月1日から13年10月1日までの期間の標準報酬月額については、事業主が当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

一方、当該遡及訂正処理^{そきゅう}を行った日以降の最初の定時決定（平成13年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成13年10月1日から14年5月1日までの期間の標準報酬月額について、申立人が提出した「平成13年分給与所得の源泉徴収票」の社会保険料控除額から推認できる同年10月から同年12月までの期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライ

ン上の標準報酬月額（9万8,000円）と一致していることが確認できる。

さらに、平成14年1月から同年4月までの標準報酬月額については、申立人は給与明細書等を所持しておらず、当該期間に係る報酬の総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、A社及び親会社であるC社は既に解散しており、事業主及び取締役とも連絡が取れないことから、申立人に係る標準報酬月額について確認できる関連資料は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から45年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年3月から45年7月まで
私は、送付されてきた納付書により、銀行か郵便局で夫婦の国民年金保険料を納付していたのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「送付されてきた納付書により、銀行か郵便局で夫婦の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に対する最初の国民年金手帳記号番号が、昭和42年10月1日に職権適用により夫婦連番で払い出されていることが確認できるが、申立期間当時の現年度保険料の納付方法は、印紙検認方式であったことから、申立人が述べている保険料の納付方法とは符合しない上、申立期間は、申立人の夫も厚生年金保険被保険者期間を除き、国民年金の未納期間又は未加入期間とされている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人は、申立期間中の昭和44年4月10日にA区で別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けているが、申立人は、「A区在住時には夫が厚生年金保険被保険者であったことから、国民年金保険料を納付していた記憶は無い。」と述べている上、申立人の夫も「自分が厚生年金保険被保険者の時は、妻の年金はカバーされていると思っていたので、妻の保険料は納付していない。」と述べている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月まで

私は、申立期間当時、海外に滞在していたが、帰国前に、国民年金保険料の納付を求める内容のはがきが自宅に届いたため、母親が、A市B支所で申立期間の保険料を納付したと記憶している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年6月20日に払い出されており、A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）及び申立人の所持する年金手帳によれば、2年3月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、申立人は、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、「母親が、A市B支所で申立期間の保険料を納付したと記憶している。」と主張するところ、申立人の友人も、そのような話を申立人から聞いた記憶がある旨証言しているものの、「時期ははっきりとは覚えていない。」としている上、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人が海外に滞在していた平成2年度の保険料が、4年度に納付されていることが確認できることから、申立人が当該納付をもって申立期間の保険料を納付したものと認識している可能性も否定できない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から3年3月まで
申立期間当時、同居していた母親がA市B支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。
申立期間が、未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の公的年金の加入記録は厚生年金保険及び共済組合だけである上、A市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿は確認できず、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親から聴取しても、国民年金の加入手続の状況、保険料の納付状況等の記憶が定かでない上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月及び同年9月

申立期間に国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、自宅に納付書が送付されてきたので、A市B支所及びC金融機関D支店で国民年金保険料を納付した。

申立期間が未加入期間とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、自宅に納付書が送付されてきたので国民年金保険料を納付した。」と述べているが、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者記録票（電子データ）によれば、申立人は、平成4年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失した後、14年1月19日に同資格を再取得するまでの間、国民年金に加入した記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われていることから、制度上、申立人に納付書が発行されることは無く、申立人は国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から48年12月まで

私は、A市に転居してから国民年金の加入手続を行い、同市では、集金人に国民年金保険料を納付していた。その後も夫の転勤に伴い、B市、C市を経て現在のD市へと転居しているが、その間も保険料を納付していたので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年4月9日に払い出されており、A市の国民年金被保険者カード（紙名簿）によれば、同年4月5日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。しかし、申立人は、42年2月4日に国民年金被保険者資格を喪失しており、この国民年金加入期間（昭和41年4月から42年1月までの期間）において、国民年金保険料が納付された記録は無い。

また、申立人は、「A市では、集金人に国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、A市からは、「国民年金保険料の徴収員を配置したのは昭和42年4月からである。」との回答を得ていることから、申立人の主張とは相違している。

さらに、申立期間は、141か月と長期間であるが、上記の昭和41年4月5日から42年2月4日までの期間を除き、申立人が国民年金に加入した形跡は見当たらず、申立期間のうち、37年4月から41年3月までの期間及び42年2月から48年12月までの期間は、国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から同年12月までの期間及び5年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月から同年12月まで
② 平成5年4月から同年7月まで

年金記録によれば、平成4年10月から同年12月までの期間及び5年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料の納付記録が未納とされているが、納付書で銀行や郵便局で納付していたはずである。

平成9年3月、結婚と同時にA市からB市に引っ越しをする際にA市役所で転居手続きをしたため、その時に保険料や税金の未納が無いか確認したことを覚えている。

各申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、国民年金保険料を納付したとしているが、保険料の納付方法、納付時期等についての記憶が定かではなく、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、A市が保管している申立人に係る国民年金加入状況連絡票及びB市が保管している申立人に係る国民年金被保険者記録票においても、申立期間①及び②の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる記録は確認できない。

さらに、申立期間①及び②において、A市では収納事務を電算処理で行っていることから、複数回の納付記録が欠落することは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月から 45 年 11 月まで
私は、申立期間に A 社が経営する「B」という店と C 社が経営する「D」という店に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人が、A 社が経営する「B」という店及び C 社（昭和 42 年からは、E 社）が経営する「D」という店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社、C 社及び E 社において申立期間に厚生年金保険の加入記録がある複数の元従業員等に照会したが、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

また、C 社及び E 社において副支配人として勤務していた者は「自分は、昭和 37 年から勤務していたが、厚生年金保険の加入は 40 年からである。」と回答していることから、当該事業所では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、A 社は、昭和 45 年 11 月 30 日に、C 社は 43 年 6 月 1 日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入等について確認することができないほか、E 社の事業主は、当時の資料等は無く、当時のことについては覚えていないと回答している。

加えて、A 社、C 社及び E 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
私は、昭和 53 年 8 月 31 日にA社を退職し、厚生年金保険の資格喪失証明をB市に提出し、同年 9 月 1 日付けで国民年金に加入したと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和 53 年 8 月 31 日に退職したと主張しているところ、雇用保険の加入記録によれば、当該事業所における加入記録が見当たらないことから離職日について確認することができない。

また、A社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている資格喪失日は、オンライン記録と同じ昭和 53 年 8 月 31 日である上、備考欄に「昭和 53 年 8 月 30 日退職」と記載されていることが確認できる。

さらに、A社C支店は、申立人の退職日は昭和 53 年 8 月 30 日であると回答しており、ほかに申立人の申立期間に係る勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月 1 日から 46 年 1 月 23 日まで
② 昭和 47 年 8 月 29 日から 48 年 4 月 26 日まで

私は、船舶Aに昭和 45 年 5 月 6 日から 48 年 4 月 26 日まで乗っていたが、船員保険の加入記録では申立期間が未加入となっている。

船員手帳により申立期間に乗船していたことが分かるので、船員保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、船員手帳の記載から、申立人が申立てに係る船舶で雇入れされていたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①及び②について、船舶Aの船員保険適用船舶所有者であるB社は、「当時の書類は残っていないためはっきりしたことは不明だが、漁船員については給料を仮払いしており、漁期が終了した時点で精算をしている。雇入期間であっても漁に出ない期間は給料が出ないため船員保険に加入させず、社会保険事務所（当時）に届け出たとおりに船員保険料を控除している。」と回答している。

また、申立期間②について、当該期間直前の申立人に係る船員保険被保険者名簿に「喪失後受給」の押印があり、この押印について、当該事業所を管轄する年金事務所に照会したところ、乗船中に発症した疾病又は負傷について、船員保険の資格喪失後に療養の給付を受けたことを意味していると回答していることから、申立人は、当該期間は当該船舶に乗っていないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1857 (事案 1255 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 1 日から 11 年 12 月 1 日まで
A社に勤務した期間の標準報酬月額について社会保険事務所(当時)に照会したところ、給与総額に対し、標準報酬月額が著しく低いことが分かった。

給与総額に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、給与支給明細書における総支給額の欄に記載された金額に基づく標準報酬月額に訂正してほしいと主張しているが、事業主は、給与支給明細書の支給項目のうち、「旅費」については、宿泊費相当の額であり社会保険事務所に届け出る報酬月額には含まれていないと回答しているところ、当該取扱いに特段不合理な点は見受けられないこと、ii) オンライン記録によると、申立人に係る平成 10 年 9 月から 11 年 2 月までの期間の標準報酬月額が、同年 3 月 19 日に、22 万円から 19 万円に減額訂正されているが、事業主は当該訂正について、社会保険事務所の調査により資格取得時に届け出た報酬月額と実際に支払われた報酬月額が相違していたことが判明したために、訂正を行ったと思われると回答しているところ、申立人から提出されたA社発行の給与支給明細書によると、当該期間に係る申立人の報酬月額は、おおむね標準報酬月額 19 万円に見合う額であることから、当該訂正の一連の事務処理に特段不合理な点は見受けられないこと、iii) 同年 3 月から同年 11 月までの期間については、オンライン記録で確認できる標準報酬月額が、給与支給明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と一致していることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、22 年

3月19日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、当該事業所が行った報酬月額届出について、「旅費」は労働の対価として支払われたものであり、報酬月額に含めて届け出るべきであったとして、標準報酬月額に係る記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れて事業所の届出それ自体の適法性の有無を判断するものではないため、申立人の主張は認められない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。